

○静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例

平成15年4月1日

条例第235号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 責務(第3条―第8条)
- 第3章 自転車等駐車場の設置義務(第9条―第18条)
- 第4章 自転車等の放置防止(第19条―第25条)
- 第5章 雑則(第26条)
- 第6章 罰則(第27条・第28条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の駐車秩序を確立することにより、良好な都市環境を保持し、安全で快適な市民生活の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 公共の場所 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第2条第4号に規定する道路をいう。
- (3) 放置 自転車等の利用者が、当該自転車等を離れ、直ちにこれを移動させることができない状態をいう。
- (4) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

第2章 責務

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、自転車等駐車場の設置、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発、関係機関及び関係団体との協力体制の確保その他自転車等の駐車秩序を確立するために必要な施策の総合的な推進に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車等の駐車秩序に関する意識を高めるとともに、前条に規定する市長の施策(以下「市長の実施する施策」という。)に協力しなければならない。

(自転車等の利用者等の責務)

第5条 自転車等の利用者は、公共の場所に自転車等を放置しないように努めるとともに、市長の実施する施策に協力しなければならない。

2 自転車の所有者は、その所有する自転車に住所及び氏名を明記するよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第6条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たり、購入者に対し、当該自転車への住所及び氏名の明記並びに防犯登録の実施について勧奨に努めるとともに、市長の実施する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第7条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送業者は、旅客の利便に供するため、自転車等駐車を設置するよう努めるとともに、市長の実施する施策に対し、積極的に用地の提供その他の協力をしなければならない。

(施設の設置者の責務)

第8条 公共施設、娯楽施設、商業施設その他自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者のために必要な自転車等駐車の設置に努めるとともに、市長の実施する施策に協力しなければならない。

### 第3章 自転車等駐車場の設置義務

(施設を新築する場合の自転車等駐車場の設置)

第9条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域(以下「指定区域」という。)内において、別表中(ア)欄の用途に供する施設で(イ)欄の店舗面積等の規模のものの新築(建替えの場合を含む。以下同じ。)をしようとする者は、(ウ)欄により算定した規模の自転車等駐車を設置しなければならない。

2 指定区域内において、別表中(ア)欄の2以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築をしようとする者は、当該用途ごとに同表中(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上である場合は、その合計した規模の自転車等駐車を設置しなければならない。

- 3 店舗面積等が5,000平方メートルを超える大規模施設の新築をしようとする者は、前2項の規定にかかわらず、規則で定める規模の自転車等駐車を設置しなければならない。
- 4 前3項に規定する店舗面積等の算定方法は、規則で定める。
- 5 第1項から第3項までの規定により設置される自転車等駐車の設置場所は、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺で市長が認める場所とする。

(施設を増築する場合の自転車等駐車の設置)

第10条 指定区域内において、次に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち、当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分(第15条の規定に該当するものを含む。)を除く。)をすべて新築したものとみなして前条の規定により算定した自転車等駐車の規模から、現にこの条例により設置されている自転車等駐車の規模を控除した規模の自転車等駐車を設置しなければならない。

- (1) 別表中(ア)欄の用途に供する施設についての同表中(イ)欄の店舗面積等の規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築
- (2) 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したものとみなして用途ごとに別表中(ウ)欄により算定した自転車等駐車の規模の合計が20台以上となる場合に係るもの

(その敷地が指定区域の内外にわたる施設に係る自転車等駐車の設置)

第11条 施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設のうち指定区域外に存する部分は、これを存しないものとみなして、前2条の規定を適用する。

(自転車等駐車の構造及び設備)

第12条 第9条又は第10条の規定により設置される自転車等駐車の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

(自転車等駐車の位置及び利用方法の表示)

第13条 第9条又は第10条の規定により自転車等駐車を設置する者は、利用者が当該自転車等駐車を容易に利用できるよう、その位置及び利用方法を明確に表示しなければならない。

(自転車等駐車の設置の届出)

第14条 第9条又は第10条の規定により自転車等駐車を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の届出に際しては、自転車等駐車場の位置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(適用の除外)

第15条 この条例の施行後新たに指定区域となった区域内において、指定区域となった日から起算して6箇月以内に施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第9条及び第10条の規定は、適用しない。

(自転車等駐車場の管理)

第16条 第9条又は第10条の規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車等駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第17条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に施設若しくは自転車等駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第18条 市長は、第9条、第10条、第12条又は第16条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車等駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置の内容及び理由を記載した文書により行うものとする。

#### 第4章 自転車等の放置防止

(放置禁止区域及び放置規制区域の指定)

第19条 市長は、自転車等の放置により良好な都市環境が著しく阻害され、又は阻害されるおそれがあると認められる公共の場所を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、自転車等の放置により良好な都市環境が阻害され、又は阻害されるおそれがあると認められる公共の場所を自転車等放置規制区域(以下「放置規制区域」という。)として指定することができる。

- 3 市長は、放置禁止区域又は放置規制区域(以下これらを「放置禁止区域等」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聴くとともに、自転車等駐車場の整備状況及び都市環境における諸規制を勘案するものとする。
- 4 市長は、前3項の規定により放置禁止区域等を指定したときは、規則で定める事項を告示するとともに、市民への周知を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(放置禁止区域等の指定の解除及び変更)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域等の指定を変更し、又は解除することができる。

- 2 前項の規定により放置禁止区域等の指定を変更し、又は解除しようとする場合には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第21条 自転車等の利用者は、放置禁止区域等内に自転車等を放置してはならない。

(放置されている自転車等の措置)

第22条 市長は、放置禁止区域等内に自転車等を放置し、又は放置しようとしている自転車等の利用者に対し、当該自転車等を放置禁止区域等内から自転車等駐車場その他適当な場所に移動するよう命ずることができる。

- 2 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置され、かつ、現場に自転車等の利用者がいない場合において、急を要すると認めるときは、当該自転車等を撤去することができる。
- 3 市長は、放置規制区域内に相当の時間自転車等が放置され、かつ、当該相当の時間の経過後においても現場に自転車等の利用者がいないときは、当該自転車等を撤去することができる。

第23条 市長は、都市計画法第7条に規定する市街化区域のうち放置禁止区域等外の公共の場所に自転車等が放置されていて、良好な都市環境が著しく阻害されていると認めるときは、当該自転車等を整理するとともに、当該自転車等の利用者に対し、自転車等を放置しないよう指導することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指導に係る自転車等が、当該指導を行った後なお相当の期間放置され、かつ、現場に当該自転車等の利用者がいないときは、当該自転車等を撤去することができる。

(撤去した自転車等の措置)

第24条 市長は、第22条第2項若しくは第3項又は前条第2項の規定により自転車等を撤去したときは、適当な場所にこれを保管するものとし、当該自転車等を保管したときは、規則で定めるところによりその旨を告示するとともに、当該自転車等の所有者に当該自転車等を返還するために必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該撤去した自転車等が明らかにその機能を喪失しているものと認められるときは、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定により保管した自転車等につき、同項本文の規定による告示の日から起算して6箇月を超えない範囲内で規則で定める期間を経過しても、なお当該自転車等の引取りがない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき、又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

3 第1項本文の規定による告示の日から起算して6月を経過しても、なお引取りがない自転車等(前項前段の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)があるときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

(費用の徴収)

第25条 市長は、前条第1項本文の規定により保管した自転車等(同条第2項前段の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還する場合は、当該自転車等の撤去及び保管に要した費用(前条第2項前段の規定により自転車等を売却したときは、当該売却に要した費用を含む。)を当該自転車等の返還を受けようとする者から徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車 1台につき2,000円

(2) 原動機付自転車 1台につき3,000円

(平18条例59・一部改正)

第5章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第27条 第18条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処

する。

- 2 第17条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。
- 3 第14条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例(平成元年静岡市条例第64号)又は清水市自転車等放置防止条例(平成元年清水市条例第52号)(第5項においてこれらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 第3章及び第6章の規定は、合併前の清水市の区域においては、平成15年10月1日以後に施設の新築又は増築の工事に着手する者について適用する。
- 4 施行日の前日までに、合併前の清水市自転車等放置防止条例の規定により撤去した自転車等の措置及び費用の徴収については、なお同条例の例による。
- 5 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 6 第3章及び第6章の規定は、静岡市の区域のうち編入前の蒲原町の区域においては、平成18年9月30日以後に施設の新築又は増築の工事に着手する者について適用する。

(平17条例231・追加)

(由比町の編入に伴う経過措置)

- 7 由比町の編入の際、現に編入前の由比町自転車等の放置防止に関する条例(平成5年由比町条例第10号。次項及び附則第9項において「編入前の条例」という。)第8条第1項又は第9条第2項の規定により放置禁止区域として指定されている場所は、由比町の編入の日(次項及び附則第9項において「編入日」という。)に第19条第1項又は第20条第1項の規定により放置禁止区域として指定されたものとみなす。

(平20条例121・追加)

- 8 前項に定めるもののほか、編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20条例121・追加)

- 9 編入日の前日までに、編入前の条例の規定により撤去した自転車等の措置及び費用の徴収については、なお編入前の条例の例による。

(平20条例121・追加)

附 則(平成17年12月15日条例第231号)

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第59号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例第25条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の自転車等の返還に係る費用の額から適用し、同日前の自転車等の返還に係る費用の額については、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月3日条例第121号)

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

別表(第9条、第10条関係)

(ア) 施設の用途	(イ) 店舗面積等の規模	(ウ) 自転車等駐車場の規模
小売店舗	400平方メートルを 超えるもの	新築に係る店舗面積等20平方メートル ごとに1台
銀行その他これに類する施設 で規則で定めるもの	500平方メートルを 超えるもの	新築に係る店舗面積等25平方メートル ごとに1台
遊技場及び映画館	300平方メートルを 超えるもの	新築に係る店舗面積等15平方メートル ごとに1台
専修学校その他これに類する 施設で規則で定めるもの	600平方メートルを 超えるもの	新築に係る店舗面積等30平方メートル ごとに1台
事務所	2,000平方メートル を超えるもの	新築に係る店舗面積等100平方メートル ごとに1台

備考 (ウ)欄の算定に当たり、1台に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。